**令和６年度第１回大阪府地域福祉推進審議会権利擁護支援体制推進分科会　議事概要**

◇日時：令和７年３月25日（火）　午前10時から正午まで

◇場所：ホテルプリムローズ大阪２階　羽衣の間

◇議題：１．成年後見制度利用促進基本計画に基づき府が定める方針の取組状況について

　　　　２．その他

１．成年後見制度利用促進基本計画に基づき府が定める方針の取組状況について

（資料１「令和６年度第１回大阪府権利擁護支援体制推進分科会」

１．府内の権利擁護支援の状況、２．府方針の取組状況　について、事務局より説明）

**資料１の１．２に関する質疑について**

（委員）

　　〇２点お尋ねしたい。

・１点目、日常生活自立支援事業の認知症の方の利用者数が減っている理由。

・２点目、市民後見人の活躍支援策、受任件数が少ない理由。

（事務局）

〇1点目、日常生活自立支援事業の認知症の方の利用申込数はこれまでと変わっていないが、終了される方が多い。終了の理由としては、死亡、成年後見制度への移行などが多い。契約自体の数は認知症の方が一番多いが、終了される方も多く、契約者数は減少している。

（委員）

〇実際の現場では長期間待機される方の話も聞いており、現実とのギャップを感じる。

（事務局）

〇２点目、市民後見人の活躍支援策については、府方針としては受任推進が前提。その上で、活躍支援策も別途検討するものとして市町村にも周知している。また、これまで市民後見人の受任は市長申立のケースで、市長申立ケースは緊急事案が多く、市民後見人の想定事案とのミスマッチがあった。また、市町村からは、受任後の支援体制が取れていないとの理由も聞いている。

（専門委員）

　〇４点お尋ねしたい。

・１点目、市長申立の類型の割合と経年の変化について。

・２点目、日常生活自立支援事業の入口（申込時点）の実態について。申込の意思はあったが申込せず後見制度の利用となった、身体的な理由で申込できなかったなどの状況を知りたい。

・３点目、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行数と類型の割合。

・４点目、市民後見人にかかる調整や支援など市町村の体制整備が不十分なら、それをどうやって府はサポートするのか。例えば専門職後見からのリレーなど市民後見人相当事案をどう増やしていこうと考えているかを聞きたい。

（事務局）

〇１点目、市長申立の類型割合について、今手元にデータはないが、調査は毎年行っているため、今後分析してお示しする。

〇２点目、日常生活自立支援事業申込前の実態について、現状府社協で一元化して把握してはいない。どこまで調査できるかは未定だが、今後ＷＧで事業の実態把握をする際の項目の参考として検討したい。

〇３点目、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について、毎年100名前後の方が移行されており、令和４年度に成年後見制度へ移行された117件の内、後見が68％、保佐が26％、補助が６％となっている。こちらも今後ＷＧでの実態把握項目として検討したい。

〇４点目、府として、市町村が中核機関の整備の中で一体的に整備を進めていくものと認識しており、市町村には、中核機関の整備と併せて検討いただきたいと考えている。

（専門委員）

〇日常生活自立支援事業について、ご本人に最も適した支援を考えるためには、終わり方よりも入口（申し込み前の状況把握）が大切ではないか。

〇市民後見人について、市町村によっては、体制整備より活躍支援策を優先してしまうこともあるのではないか。優先順位をよく検討することが大切と考える。

（専門委員）

〇法人後見支援事業について、バンク登録が10法人に対して受任が１件は少ない。無報酬では受任が難しいなどの理由があるのか。

（事務局）

〇バンクを登録されていない法人からではあるが、無報酬・事務費全額法人負担の事業では、参画することは難しいという声を聞いている。10法人のバンク登録に対して1件しか受任が進んでいない点については、本事業は市町村の支援が必要になることから、市町村が事案の状況を把握している市町村長申立案件に限っていて、事案が挙がってこないという理由もある。

（専門委員）

〇市町村に対して、法人後見について周知できてないのではと感じる。よい事業であると思うので、もっと周知して、市町村に後見人の選択肢を増やしていただいてはどうか。

（資料１「令和６年度第１回大阪府権利擁護支援体制推進分科会」

３．次年度の方向性　について、事務局より説明）

**資料１の１．２．３に関する意見ついて**

（委員）

〇市民後見人の養成・支援事業を実施していない市町村の事業を実施しない理由に「検討に至っていない」とあるが、検討に至らない理由は分かるか。ここが明らかになれば、もっと参画が進むのではないかと考える。

（事務局）

〇検討に至っていない理由は把握できていない。別の角度にはなるが、中核機関整備済み市町村と、市民後見人養成事業を実施する市町村は、重なっているところが多くそちらからアプローチしてみることも考えたい。

（専門委員）

〇２点お尋ねしたい。

・１点目、受任の実績が増えていない一方で、次年度取組には、バンク登録者への活躍支援策に関する情報収集を行うとされている。府として、市民後見人に関する取組の優先順位はどう考えているか。市民後見人の養成に着手する市町村が増えないのは、受任件数が伸びていないため身近に感じられず、市民後見人のイメージがつかないという点もあると考える。一方で、市民後見人の受任以外の活躍支援策ばかりが先行してしまえば、本末転倒となるのではないかと懸念する。

　　　・２点目、法人後見支援事業の研修対象等の見直しとあるが、具体的にどのようなことか。

（事務局）

〇１点目、次年度取組の方向性は、新たな取組等を特出しで記載しているもの。それ以外もこれまで実施してきたものを取り組んでいく。ただ、受任促進に向けて新たなプランが現状ない中で、委員から是非ご意見いただきたいところ。市町村が中核機関の整備を進め、協議会等で権利擁護に触れる機会を増やしていくことでイメージを持てる部分もあると考えている。

〇２点目、法人後見支援事業について、来年度は研修の養成項目の見直しと、社福法人以外も研修受講できるようにすることなどを検討していきたい。

（専門委員）

〇２点意見を申し上げたい。

・１点目、今年度から会議の名称が権利擁護支援体制推進分科会に変わったのは、権利擁護支援に焦点を当てていくという観点かと思う。その点で言えば、次年度の方向性に日常生活自立支援事業の課題が入っていないので、入れていただいた方がよいのではないか。府社協の日常生活自立支援事業の審査会に関わっているが、予算の関係で契約件数を増やせないなどの声もあると聞く。待機が生じている原因は何か、現場の予算は足りているのかなど含め、次年度、この分科会でも権利擁護支援全体として日常生活自立支援事業も含めて検討していただきたい。

今説明のあった府の取組は、成年後見制度利用促進の基本計画を踏まえた内容となっている。基本計画は利用促進法に基づいており、その枠組みからははみ出せない。二期計画では日常生活自立支援事業はそれほど大きく取り上げられてはいないが、今後は権利擁護支援として全体を捉えていかなければいけないと考える。

・２点目、法人後見に関しては、支援困難事案への取組について重点を置いていただきたいと思う。支援困難事案に都道府県が関与する取組は、専門職や一般的な法人後見では対応困難な事案を受任する法人を、公的な関与のもと確保していくとして、二期計画にも盛り込まれている。この課題については、所属団体が推薦依頼を受ける中で、最近は受任する専門職を見つけることが難しい事案が増えており、支援困難事案の受け皿の必要性を実感している。虐待事案というだけで支援困難事案とは考えていない。次年度以降の取組として、法人後見の確保を検討いただきたい。

（事務局）

〇法人後見に関するご意見も含め、今後検討が必要と認識。日常生活自立支援事業については、ＷＧを府社協と合同事務局で実施し、事業の実態等を勉強させていただいている。ＷＧは令和５年度から実施、先ごろ報告書を取りまとめ、次年度も継続して実施する。次年度の分科会では、ＷＧで抽出した課題を報告させていただくなど、事業の実施主体である府社協とも相談して進め方を検討したい。

〇分科会の設置要綱にもあるとおり、所掌事務は府方針に定めることとその他権利擁護支援に関すること。専門委員お示しのとおり、幅広い観点からご意見いただきたいと考えている。

（委員）

〇日常生活自立支援事業を権利擁護全体として捉えるという指摘はそのとおりと思う。次年度予定しているＷＧでは、実務的な部分も必要だが、権利擁護という大きな視点から、法改正も踏まえて日常生活自立支援事業の方向性のようなものを議論していく必要がある。

〇市民後見人についても委員ご指摘のとおり、まずは受任を推進するという点は大前提であり、その取組を進めることは必要。一方で、地域の実情を見ると、ボランティアや何をするにも担い手不足の現状がある。そんな中で市民バンク登録者というのは、権利擁護意識や発信力も高い方が多いことから、こういった方々が、地域の権利擁護に親和性の高い活動・活躍をしていただくことは、社協としては非常に心強い。どんな活動でもいいとは思わないが、課題意識や専門性が活かせて、市民後見人の受任に対応できることを含めたモデルを検討していかなければと思っている。全国の具体的な事例を収集し、共有していきたい。

（専門委員）

〇当団体としても、以前から、若い被補助人や被保佐等への支援で苦慮している現状がある。支援困難事案について都道府県が関与した取組という点については、体制整備の支援の中で、具体的に検討が進むようお願いしたい。

〇法人後見支援事業の受任が進んでいないという点、この事業の相当案件が合意共有できていないのではと感じる。支援困難事案や本人親族申立も含め、どういう案件をどういうタイミングで受任するといいのか、具体的なイメージがもう少し整理共有できれば、その中でこの事業が対象とする、社福法人のメリットを活かせる事案が見えてくるのかと思う。

〇市民後見人について、残念ながら、福祉現場や地域住民は成年後見制度の理解も低く、市民後見人への理解や受け入れ態勢が整っているとは言い難く、市民後見人がチーム会議に参加できなかったり被後見人への面会を断られるなど、活動に苦慮している実態がある。今後、研修等の中で現場や地域住民に成年後見制度や（現行の成年後見制度に代わる）新しい制度も含め理解してもらえるよう、企画を検討していってほしい。

（委員）

〇国の会議に出席している全国組織の方から話を聞く機会があった。民法改正が行われ、必要な時に利用する制度になった場合、地域の中で本人を支えることがより一層大切になる。国では意思決定サポーターの設置という話もあるが、本人の想いを汲み取っていくためには、サポーターのマニュアルや研修も必要と思っている。当事者の親だからこそ、本人がどう考えているのか分かることもある。担い手として期待したい。

（委員）

〇おおさか希望大使（認知症本人大使）を講師に研修会を開催したとの報告もあったが、近頃はご本人が計画策定に参画されたり、研修会などで発言されたりしており、とてもいいことだと思う。本人発信の場を、研修の場などで増やしていってほしい。先日、認知症介護実践リーダー研修では、専門職でも日頃こんなにゆっくりご本人のお話を聴いたことがないと言われた。ご本人の気持ちを聴くことが、ご本人の権利擁護を考える上で、一番効果がある。こんな機会をどんどん増やしてほしい。例えば、市民後見人とご本人が普段どのように支えあっているかについてペアでお話いただくとか、地域の方向けにもよいのではないか。

（会長）

〇本日いただいた意見からも、この会議の名称が「権利擁護支援」に変わり、権利擁護支援を含めた地域福祉を推進するという位置づけを確認できたのではないか。

２．その他

（資料１「令和６年度第１回大阪府権利擁護支援体制推進分科会」

４．国の動向等　について事務局より説明）

　　委員から特段の意見なし